

平成 28 年第 4 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 28 年 4 月 19 日、午後 3 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 28 年第 4 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤 徹男
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	佐藤篤太郎
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	榊原 美雪
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	齋藤 晃二
教育総務課教育総務係	加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 9 号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 報告事項

委員 長 定刻になりました。ただいまから、平成28年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1、本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 平成28年4月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

学務課長 1 平成28年3月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成28年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
3 南山小学校保護者説明会について
4 平成28年度児童・生徒数・学級数（学級編成：平成28年4月7日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 研修事業について
3 その他について
4 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について

- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 文化財の保護と普及について
- 4 生涯学習推進事業について
- 5 学校施設コミュニティ開放事業について
- 6 寄付について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成28年3月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営関係について
 - 3 社会体育施設管理運営関係について
 - 4 市町村総合体育大会関係について
 - 5 社会体育指導者養成事業について
 - 6 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成27年度給食終了について
 - 2 平成27年度 4～3月の給食調理数について
 - 3 平成27年度学校給食野菜に関する情報交換会について
 - 4 平成28年度給食開始について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 視察について
 - 7 図書館の利用状況（平成28年3月）について

委員 長 ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。
 次に、日程第4 第9号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
 教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、稲城市職員昇任昇格制度の改正に伴い、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 第9号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について、議案書の新旧対照表と議案概要説明書で説明させていただきます。

稲城市の職員昇任昇格制度につきましては、本年4月1日で改正がございました。主な改正点としましては、副係長という職が新たに設けられたこと。また、一部主任職、及び課長補佐職が廃止されたことにより、あわせて稲城市教育委員会事務局処務規則についても改正するものです。

稲城市教育委員会事務局処務規則につきましては、まず、組織、事務分掌、部課長職と改正前の主任職の指定、次席の指定等の規定がございます。全21条あるうちの14条から16条までを改正いたしたく、上程させていただいております。

まず、新旧対照表をご覧ください。旧につきましては、14条で課長補佐の職の指定、15条で主任の職の指定等、16条で技能長の職の指定という条文が規定されておりました。今回、いわゆる我々の行政職（一）につきましては、主任職、課長補佐職が廃止されました。その中で副係長職が、主任職のかわりということではないですが、係長の準備の職として新たに設けられたことに伴うもので、対照表の新しい部分、14条につきましては、条文全部改正という形になります。「教育委員会は、高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員で、かつ、その能力をもって係内の円滑な業務に資する係員の職を副係長の職として指定することができる」と規定するものでございます。

ここで、主任との違いについては、旧の15条をご覧いただきたいと存じます。「高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する係員の職を主任の職として指定することができる」というものですが、副係長につきましては、「高度」以下の「業務に従事する」というのは同じですが、そのあとに「かつ、その能力をもって係内の円滑な業務に資する係員の職を副係長の職として指定することができる」と新たに規定するものでございます。

14条の2号につきましては、次席という名称が、制度上残っておりますので、服係長を次席と称することができる旨の規定を記載しております。

15条については、行政職に、教育委員会でいうと学校用務員等の職において主任の職が残されておりますので、主任の職の指定等ということで、「稲城市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の適用を受ける職員」については「主任の職として指定することができる」と、学校用務員等を対象とした規定でございます。第2号は、14条と同様に、次席と称することができる旨、規定させていただいております。

16条につきましては、15条に規定されている主任の職において、「困難な業務を処理する主任の職を技能長として指定することができる」ということです。

14条から16条までの3月31日までの規定を改めまして、付則として、新たに4月1日から、改正後の事務局処務規則の規定を適用させていただくというこ

とで議案の提出をさせていただきました。

本来であれば、3月の定例会に諮って審議をいただくところですが、副係長の定義というものが市で示されたのが人事異動の内示等がございました3月25日でございます。それを受けまして、稲城市では組織規則改正を3月28日で決裁を完結させて手続を完了しております。そして、これを受け、他の選挙管理委員会、農業委員会等の行政委員会におきましては、3月31日付で、その行政委員会の長の決裁をもって規定等の改正を行ったということで手続は完了しております。

といいながらも、教育委員会としましては、議案を提出して審議いただくということが地方教育行政に関する法律の中に規定されております。ただし、3月28日組織規則改正決裁で3月31日の他の行政委員会の決裁等の事情を見ましても臨時会等を開催するいとまがなく、本日、定例会において議案を提出し、審議いただく次第となったものでございます。事情をお酌みいただければと考えております。

私からの説明は以上でございますが、承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。どうぞ。城所委員。

城所委員 この改正については、稲城市の職員昇任昇格制度の改正に伴うものであるもので、内容については申し上げませんが、課長からも説明があったタイムスケジュールの部分で、もう既に実施されているわけですね。過去にもこういった経緯があったのかどうか、その辺をお聞きしたいのですけれど。

委員長 教育総務課長。

教育総務課長 本来なら3月の議案でお示しすることになりますけれども、過去の経緯についてはまた調べさせていただきます。私の中では、規則等については不利益等を与えなければ遡及が可能と認識しております。今回のような人事案件制度的には、どんな遡りのケースがあったかというのは調べないと、今のところ把握はできていない状況でございます。

城所委員 わかりました。では、別の角度から。これは臨時会を開く必要性はないという案件と捉えていいですか。

委員長 教育総務課長。

教育総務課長　　いわゆる専決の規定というのが教育委員会教育長にはございませんので、教育委員会で審議、承認いただく案件であることは間違いのないところでございます。ただし、臨時会を開くいとまがなかったという部分もございしますが、遡及することによって不利益が生じない部分もございまして、臨時会の日程等の調整を行いますと本日になってしまったという経緯でございます。

城所委員　　不利益を被らないということを優先したという解釈でよろしいでしょうか。

教育総務課長　　不利益がないというか、いとまがなかったというところで判断させていただきました。

城所委員　　わかりました。

委員 長　　はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。ここがわからないというところなど。どうぞ。城所委員。

城所委員　　ではもう一つ。一般的に社会的な組織を考えると、今まであった課長補佐というポストは、課長の次席というイメージがあるんですけど、それが、今回の改正では課長補佐が廃止されて副係長ができたということで、副係長は係長の次席になるんですね。今まであった課長補佐というポストは、どういった位置づけだったのですか。

委員 長　　教育総務課長。

教育総務課長　　ちょっと説明が行ったり来たりして混乱をさせていただきました。

副係長の趣旨については、まず、係長の下の主任職と主事職の職責の差が曖昧になってきてしまった部分があると伺っております。その中で、係長の候補者として、臨時職員や非常勤職員のまとめ役、また係長を補佐する役目をさせ、管理職が係内の管理・職務の執行の中で、今後の係長候補を育成する必要があるという理由で設けられたものと伺っております。主任と主事との差の解消、係長の次の育成ということで副係長が設けられたということです。

また、課長補佐につきましては、そもそも係長がいて課長補佐がいてという、課長補佐イコール係長になっている組織が多かったと聞いております。これも、主任と主事の職責の曖昧さと同様な部分があったということです。係長については、管理職への登用が期待できることから、係長にその職を一元化していくことで課長補佐の職が廃止されたと伺っております。

東京都のフレームを稲城市が採用しているというのもありまして、東京都では27年度から課長補佐の職を廃止しているのです、それを受け、稲城市でも28年度から課長補佐職を廃止したということが市の考え方と伺っているところで

す。

城所委員 わかりました。スッキリしました。

委員長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。
それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結させていただきます。
これより、第9号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第5「報告事項」です。本日の報告は1件です。
「稲城市立学校適正学区等検討委員会の設置について」を学務課長より、説明をお願いいたします。

学務課長 稲城市立学校適正学区等検討委員会の設置につきまして、ご報告いたします。

1番目としまして設置目的。都市基盤整備の進展に伴う市域の状況の変化や児童数、生徒数が増減する中、子どもたちの良好な教育環境の整備のため、学区のあり方等について協議し、市全体の視点から方向性を提言していただくことを目的に設置いたします。

2番目の委員構成といたしまして、(1)学校教育に関し識見を有する者2人。1人は私立学校長のOBの方、もう1人は駒沢女子大学の先生にお願いする予定であります。(2)、(3)で市立小中学校長それぞれ1人ずつ。次に(4)、(5)で市立小中学校のPTAの役員の方それぞれ1人ずつ。それと(6)で各種団体役員3人ということで青少年育成地区委員会、民生・児童委員、自治会から代表の方を選任していただく予定であります。(7)で稲城市民2人。こちらは現在、広報いなぎとホームページにおきまして公募しております。最後に市職員1人。こちらは市の開発業務に当たっている職員の中で区画整理課長をお願いいたします。

3番目の任期、こちらは委嘱開始日から検討結果を教育長に報告した日までということで、本年度28年度と29年度の2年を予定しております。

4番目の検討事項。一つ目は市立学校の学区域に関する事。それと(2)としてその他としてございます。

5番目の会議につきましては、平日の昼間もしくは夜間に開催。年間3回を予定し、1回の会議時間につきましては、2時間程度予定してございます。

6番目は、学区変更検討会。こちらにつきましては、3回適正学区等検討委員会を開催した中で、通学区域変更案というものが示された場合、それで変更

の対象となった学校の学校長ほか学校関係者、それとその地域の地域活動関係者による学区変更検討会を設置し、そこで変更案に対する意見を伺い、その意見を踏まえて再度検討委員会で協議していただくということを考えております。学区変更検討会の構成につきましては、対象校となった学校の校長先生とPTAの役員と対象となった地域の青少年育成地区委員会と自治会の役員の方にお願ひする予定でおります。

2ページ目をおめくりください。7番、スケジュールということで大まかですけれども、記載させていただいております。28年度につきましては、6月から10月の期間で3回、適正学区等検討委員会を開催し、中間報告書をまとめていただきます。11月から1月の期間で2回、先ほど申し上げました学区変更検討会を開催いたしまして、中間報告書で示された変更案に対する意見書というものをまとめていただきます。それで、年度が変わって29年度5月から7月の期間で、再度3回適正学区等検討委員会を開催いたしまして、最終的な検討結果の報告書をまとめていただきます。その後、住民説明会を経て、教育委員会で基本方針を策定していくという流れでございます。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員。

城所委員 基本的な質問で申しわけないですけど、前年の南小学校の開校に伴って、こういう学区検討委員会があったかと思うんですけど、この学区検討委員会というのは、年々ある委員会でしょうか。

委員長 学務課長、お願いします。

学務課長 平成27年4月の南山小学校の開校に当たりましては、今から5年前、平成23年度から24年度にかけて、やはり適正学区等検討委員会を設置して検討させていただいております。これまでのところは、おおむね5年ぐらいのスパンで、人口の増減とか、開発に伴う市の道路の状況の変化に伴って、設置しています。前回のときには南武線が高架化して、その鉄道の状況といったものを考えて、その先5年ぐらいを見据えた形で検討させていただいております。

城所委員 わかりました。ということは、今回も、都市基盤整備によって市の状況が変化すると予想される地域はあるでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 今のところ開発状況としましては、これから資料を集めて、どういったこと

が予想されるかということをご提案しながら協議をしていただくところです。

その開発状況以上に、今、想定されるのは、児童生徒数の増減が地域、学区によってばらつきがありそうだということです。そこで考えられているのが若葉台小学校区、ここはかなり減少傾向を見せています。そこに隣接する長峰小学校区につきましては、一度ピークは過ぎているようではございますけれども、横ばいでしばらく続くということと、それと、長峰小学校に設置されている特別支援学級の児童数がこのところ増加傾向にあるということです。その辺で適正な学級数を見据えたときに、その地域でどうなのかというのが想定されます。

あと人口増、児童生徒数の増加という傾向で考えますと、第四小学校がジワジワと増えております。それと平尾小学校もやはりジワジワと増えているのに加え、上平尾地区の区画整理も進んでおりますので、その辺でどうなのかというのが検討材料にはなるのかなと考えております。

城所委員　よくわかりました。七小はどうなんですか。

学務課長　七小は増加傾向にはあるんですけども、増築によって学級数としては特に問題は無い状況になっています。ただ、まだしばらく増加傾向にはあります。

城所委員　ありがとうございます。よくわかりました。すばらしい説明でした。

委員長　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

(なしの声あり)

委員長　それでは、ほかには質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時50分閉会)